

令和 8 年度

**北広島市監査実施方針
及び年間監査計画**

北広島市監査委員

令和 8 年度監査実施方針及び年間監査計画

令和 8 年 3 月 2 5 日
北広島市監査委員決定

北広島市監査基準第 1 3 条の規定に基づき、令和 8 年度の監査実施方針及び年間監査計画を次のとおり定める。

1 実施方針

監査に当たっては、公正で合理的かつ能率的な市の行財政運営を確保するため、次の実施方針に基づき実施する。

- (1) 市の事務事業の執行について、法令等に基づき適正に行われているかという適法性の観点はもとより、最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性の観点、社会情勢や行政需要の変化に対応した手法かという効率性の観点、所期の目的を達成しているかという有効性の観点などに配慮し実施する。
- (2) 部内における事務執行チェック体制並びに部間における事業の調整について確認するとともに、必要に応じてリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施する。
- (3) 監査の結果で指摘した事項が、指摘の趣旨に沿って是正、改善されたかどうかを確認するなど、引き続き是正改善を求めていく。
- (4) 各部局共通の指摘事項については、内部統制の整備及び運用状況の評価、連携強化により指導、改善を図る。
- (5) 監査結果の情報提供等により、透明性の高い、開かれた監査の確保に努めていく。

これらの実施方針に基づく監査を実施することにより、本市の行財政に対する市民の関心に応え、ひいては市政への信頼が高まることを期待するものである。

2 監査等の種類及び対象

令和 8 年度に実施する監査等の種類及び対象は、次のとおりとする。

なお、それぞれの具体的な監査の着眼点及び方法等については、各監査等の実施計画において定める。

(1) 定例監査等（地方自治法第199条第2項・第4項・第5項）

ア 定例監査は、令和8年度（一部令和7年度を含む。）における予算執行等の財務に関する事務及び経営に係る事業の管理について、全部局を対象として実施する。

また、定例監査に併せて市の事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているかなどについての行政監査を適宜実施する。

令和7年度定例監査の対象期間以降のものについては、原則として書面審査を中心に実施する。

イ 工事監査は、令和8年度において完成又は施工中の工事を対象に、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうかについて抽出により実施する。

(2) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

市が補助金等の財政援助を行っている事業が、その目的に沿って適正に行われているか、補助金等の使途は適正か、所管部局の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかについて実施する。

また、公の施設の管理は基本協定等に沿って適正に実施されているか、施設の維持管理は適正に行われているか、所管部の指導は適切に実施されているかなどについて実施する。

監査対象団体は、補助金等交付団体、出資団体及び公の施設の指定管理者から選定し、令和7年度決算を対象とする。

(3) 決算審査

令和7年度決算を対象として実施する。

ア 一般会計・各特別会計（地方自治法第233条第2項）

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査する。

併せて、各事業が地方自治法の趣旨に沿って行われているかについて審査する。

イ 上下水道事業会計（地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、事業の経営成績及び財政状態の分析を行う。

併せて、経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されているかについて審査する。

(4) 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金運用調書等の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかについて審査する。

(5) 財政健全化判断比率等審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

財政健全化判断比率等（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率）の基礎となる計数の正確性を検証し、健全化判断比率等が正確に算定されているかについて審査する。

(6) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項・地方公営企業法第31条）

各会計の毎月の現金の出納について、出納関係諸帳簿との照合を行い、計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかについて、毎月25日（25日が土日祝日の場合はその前の開庁日）までに実施する。

3 監査等の実施時期

令和8年度の監査等の実施時期は、次のとおりとする。

監 査 等 の 種 類		実 施 時 期
財政援助団体等監査		5月中旬 ～ 5月下旬
決算 審査	上下水道事業会計	6月中旬 ～ 7月中旬
	一般会計・各特別会計 (健全化判断比率等審査及び基金運用状況審査を含む。)	7月下旬 ～ 8月下旬
定 例 監 査	第1回定例監査 (4月から9月末までを対象、工事監査を含む)	11月上旬 ～ 11月中旬
	第2回定例監査(4月から11月末までを対象)	1月中旬 ～ 2月上旬
例月出納検査		原則 毎月25日

☞ 詳細は、別紙「令和8年度監査実施予定表」を参照。

4 監査等の実施体制等

令和8年度の監査等の講評、結果報告及び公表等は、次のとおりとする。

(1) 講評

監査対象部局に対する講評は、原則として、監査の結果に関する報告の決定の前に行い、指摘事項等に対する弁明又は見解を聴取する。

(2) 結果報告

定例監査及び財政援助団体等監査を終了したときは、その結果に関する報告を決定し、議会及び市長並びに関係行政委員会等に提出する。

また、例月出納検査を終了したときは、その結果に関する報告を議会及び市長に提出する。

(3) 公表

定例監査及び財政援助団体等監査の結果に関する報告を提出したときは、速やかに、北広島市公告式条例に基づき、市役所前の掲示場に掲示するとともに、市のホームページに掲載する。

また、監査結果に基づく指摘事項等に対する措置状況についての公表も同様とする。

(4) 決算審査意見書及び財政健全化判断比率等審査意見書

決算審査及び基金の運用状況審査並びに財政健全化判断比率等の審査を終了したときは、各審査意見書を市長に提出する。

監査報告書及び審査意見書の提出先・公表一覧

監査等の種類	根拠法令	提出先			公表
		議会	市長	関係委員会	
定例監査	自治法第199条第9項	○	○	○	○
財政援助団体等監査	自治法第199条第9項	○	○	○	○
決算審査	自治法第233条第3項、第6項 公営企業法第30条第4項、第6項		○		
基金運用状況審査	自治法第241条第5項		○		
財政健全化判断比率等審査	財政健全化法第3条第1項、 第22条第1項		○		
例月出納検査	自治法第235条の2第3項	○	○		